



休業中の賃金 法定を超える「9割程度」 ダイハツ労組が合意

認証試験での不正を公表し国内全工場がストップしたダイハツ工業で、ダイハツ労働組合（自動車総連加盟）が賃金補償を求めていた。

25日、9割程度で労組と会社が合意。

労働基準法では、会社側の都合により従業員を休業させた場合、平均賃金の6割以上の手当てを支払うことを定めている。ダイハツ労働組合は、今回の生産停止では給与の9割を補償するように求めていた。



**労働組合の要求が無ければ、
働く人の生活はどうなっていたのでしょうか？**